

深川市まちなか交流施設飲料用自動販売機設置事業者募集要項

深川市では、まちなか交流施設利用者の利便性向上を図るため、飲料用自動販売機を設置・運営する設置事業者を募集します。

今回の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、下記に定める事項を承知のうえ、お申し込みください。

1. 募集物件

物件番号	施設名及び所在地	貸付場所	設置台数	年間最低設置料
1	深川市まちなか交流施設 深川市1条8番11号	1階	2台	2台：32,000円 (税込)

2. 設置期間

令和8年11月設置日から令和13年3月31日までとします。

※設置時期は11月上旬から中旬とし、詳細は市と設置事業者の協議により調整する。

※設置期間の更新にあたっては、市と設置事業者いずれかより設置期間満了の2か月前までに書面による申し出がない限り、1年毎に自動更新するものとする。

3. 応募資格要件

次の要件を全て満たす法人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (2) 市税等の滞納がないこと。
- (3) 過去において、自動販売機設置の実績を有すること。
- (4) 市内に住所を有する法人であること。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体、又はその団体に属する者でないこと。

4. 設置条件

(1) 自動販売機の規格及び条件

- ① 自動販売機は、1台あたり幅：1,100mm×奥行：700mmを超えないものとし、設置は設置事業者の責任と負担で行うこと。また、転倒防止対策を施すこと。
- ② 2台のうち1台を災害対応型とし、大規模災害発生時において当市が必要と判断した場合には、自動販売機内の在庫飲料を設置業者の負担により無料で提供することに同意し、市職員の操作で

無償提供へ切り替えができる機能を備えていること。また、災害対応型であることを表示していること。

- ③ 「学習省エネ機能」「ピークカット」「ヒートポンプ採用」など、消費電力量を抑える技術等を導入したノンフロン対応機であること。

(2) 販売品目

お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトル等の密閉式容器入りの清涼飲料とし、酒類の販売は原則として禁止とする。

(3) 空き容器の分別回収

回収ボックスは施設が設置するもの（ビン・缶、ペットボトルの2台）を使用することとし、空き容器については、設置事業者の責任で適切に回収、処分すること。また、回収、処分ができない場合は、処分料を負担すること。

5. 設置事業者費用負担

(1) 設置料

設置事業者が提案した価格をもって設置料とする。この金額が最高額であった者を設置事業者として選定するもの。なお、提案価格は $\text{年額} \cdot 2 \text{台分} \cdot \text{税込価格}$ として提案すること。

年間最低設置料：32,000 円（2 台分）

(2) 貸付料

年額 13,200 円（2 台分）とする。（深川市公有財産規則による自動販売機設置場所の貸付料）

(3) 電気料

設置する自動販売機の年間消費電力量に、施設の契約電気料金単価を乗じて算出した額とする。
毎年4月、9月の電気料金単価にて料金の見直しを行うもの。

(4) 処分料

年額 6,400 円（2 台分）とする。（「4.（3）空き容器の分別回収」が対応できない場合のみ）

※各費用について、令和8年度は月割りで算出することとし、100 円に満たない額は 100 円とする。

6. 設置事業者の責務

- (1) 自動販売機設置に伴う事故・トラブルについては、深川市の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。
- (2) 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品補充、金銭管理等の自動販売機の維持管理については設置事業者の責任で行うこと。
- (3) 貸付期間が満了等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して施設管理者の確認を受けなければならない。

7. 応募申込手続

(1) 受付期間

令和8年9月17日から令和8年9月29日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで。

※郵送の場合は受付期間内必着とする。

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

(3) 提出先

深川市2条17番17号 深川市役所2階 深川市都市建設課複合施設整備推進室 30番窓口

(4) 提出書類

① 応募申込書兼設置料提案書

設置料提案書に記載する金額は、「5（3）設置料」として提案する価格とする。

② 設置する自動販売機の仕様書（仕様・寸法・消費電力量等がわかるもの）

③ 完納証明書（深川市の市税を完納している旨の証明書。発行から3ヵ月内のもの。コピー可）

④ 印鑑証明書（発行から3か月以内のもの。コピー可）

⑤ 登記事項証明書（発行から3か月以内のもの。コピー可）

※提出書類③～⑤について、深川市財務規則第113条に定める入札参加資格審査を受け、入札参加資格者名簿に登録されている場合は、提出を要しないことから、①応募申込書兼設置料提案書にて登録の有無を記入すること。

8. 設置事業者の選定方法

(1) 本市において応募申込兼設置料提案書を審査し、提案された設置料が最高額であった者とする。

(2) 最高額での応募が2者以上ある場合は、抽選により選定する。

9. 設置及び貸付の手続き

設置事業者を選定された者は、選定後速やかに自動販売機設置許可申請書及び行政財産使用許可申請書を担当課まで提出すること。

10. 設置事業者選定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての選定を取り消すこととする。

(1) 正当な理由なくして、指定する期日までに貸付手続きを行わなかった場合。

(2) 設置事業者が応募の資格を失った場合。

- (3) 指定する期日までに行政財産使用料の納付がない場合。
- (4) 設置事業者が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こした場合。

1 1. その他

運営上やむを得ない事情により、本要項の内容を変更する必要がある場合は、双方協議により決定する。

【問い合わせ先】

深川市 2 条 17 番 17 号 深川市役所 2 階 深川市都市建設課複合施設整備推進室
電話：0164-26-2240 FAX：0164-22-8134